

# 非行少年の成人後

小林 那津子

- 1 はじめに（問題提起）
- 2 仮設提唱
- 3 判例や学説を用いた事実
- 4 おわりに（自説・結論）

## 1 はじめに（問題提起）

私たちは今まで、少年法そのものや少年法を取り巻く議論、事件について約1年間学んできた。そして、少年法の理念や少年らの将来を案じる故の存在意義などについて議論してきた。少年法撤廃論や少年法厳罰化の世論が強まる中、この少年法ゼミを通じて、少年らの可塑性を見出すことの大切さを学んだ。

ところで、少年法の適用を受けた彼らは、実際に成年後の現在においてどうしているのか。本質的な部分で健全育成はなされたのか。この点について検討することで、少年法の存在意義を真の意味で感じ取ることができるのではないかと考えたことが、本テーマの選択事由である。

本稿では、実際の少年法適用事件の関係者による発言をはじめとした事実をまとめたうえで、自身の考えも織り交ぜながら検討を進める。

## 2 仮設提唱

私なりに、この提起について仮説を立ててみることにした。

### （1）社会復帰に肯定的影響

少年らの社会復帰の可能性が高まるという少年法の意義に則った影響が考えられる。

実名報道を免れる少年法により、学校や近所で悪いうわさが立つ可能性が多少なりとも低くなるだろう。また、ネット上に実名や顔写真が上がり、中々消えないといった懸念もそこまでなされない。（これに関して、特定少年は公開されるため、懸念が残る。）ネット上に個人を断定又は推定可能な情報が残ることで、職場や学校などで少年が社会復帰を図ろうとした際に、上手くいかなくなるという可能性も減る。

### （2）少年法では防ぐことのできない否定的影響

しかし、少年法だけでは防ぎきれない少年の社会復帰における障壁も存在する。

まず、加害少年の非行原因を遡ると、もともと問題のある環境に置かれていたことが挙げられる<sup>1</sup>。実際に非行に手を染めていない一般少年らと比較すると普通の生活を十分に送られていなかったのではないかと考える。具体的には学校の教師や友人、家庭内、地域、社会における環境が整っていない場合が挙げられる<sup>2</sup>。現時点では、社会調査などで環境面については調べられ、保護観察所などは、少年らの周辺の環境調整を行うことがある。しかし、この周辺環境の改善は十分なのか。

また、実名報道や顔写真の公開が禁止されているとはいえ、何らかのきっかけで元非行少年であることが明らかになってしまう可能性はある。新しい環境でそれが公になることにより、職場や学校での居心地が悪くなったりするなど、最終的にはその組織から追い出されてしまう可能性も否めない。つまり、無職や退学もあり得るということである。

少年法を学んできた身としては、少年法の存在に大きな意義を感じている。しかし、少年法によって未だ防ぎ切れていない部分や少年法によるマイナス影響も生じ得るのではないかと考えてしまうことが、自身の正直な意見だ。

### 3 判例や学説を用いた事実

ここでいくつかの事例を自分なりにまとめてみる。

#### (1) 成人後に再犯した元非行少年

愛知県西尾市に住む永谷博司さんの長女・英恵さんは、23年前、当時17歳の少年に命を奪われた。英恵さんは当時高校2年生で、少年は彼女と同じ中学・高校に通いながらストーカー行為を続けていた。少年は英恵さんをナイフで刺し、殺害した。少年審判は逆送となり、懲役5年以上10年以下の不定期刑が確定された。これは求刑通りであったが、永谷さん自身は納得いかなかった。

全国の被害者家族の想いが集められたサイト『生命の手記』には、永谷さんの娘さんに対する愛情と加害者やその家族に対する怒りが綴られている。<sup>3</sup>そこには、「少年法でも殺人事件を犯したものは重罪犯扱いとして処分を見直すべきです。将来があるからと言って

---

<sup>1</sup> 少年非行事例等に関する調査研究報告書（平成17年）「第6章少年非行の原因・背景を考察するに当たっての新たな視点について」

〈<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hikou/kenkyu/6.html>〉（2023年1月16日閲覧）。

<sup>2</sup> 内閣府（平成22年）「非行原因に関する総合的調査」

〈<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou4/gaiyou/gaiyou.html>〉（2023年1月16日閲覧）。

<sup>3</sup> 愛知県父（2004年9月4日）「生命の手記」

〈<http://marutani.sakura.ne.jp/shuki/10.htm>〉（2023年1月17日閲覧）。

甘やかすから成人の犯罪も減らないのです。」と語っている。

さらに、元非行少年は10年間の服役を終え、2年8カ月経った30歳当時、同様の通り魔事件を起こした。彼は傷害罪などの罪で実刑判決を言い渡された。この事件後、永谷さんは該当裁判に赴き、傍聴席から元非行少年と久しぶりに会う。そこで、「俺の顔を覚えているか」と問いかけたが振り向かず素通りされたようだ。

永谷さん曰く「手紙を送ってくるけど、自分のことが書いてある。『謝罪したい』という気持ちが書いてあるけど、何時でも謝罪には来られるはず。一度も謝罪に来ていないです。」とのことだ。

これら一連の流れと少年法改正を踏まえ、永谷さんは、「成人扱いが18歳になるから18歳19歳（の実名公表）は納得するんですけど。でも際どい16歳17歳でもね、そんな低年齢が人の命を奪うなんてのはもってのほかだからね。この先自分がどうしないとダメなのか、反省も兼ねて世の中で立ち直っていくためには、公開されていくべきだと思ったんだよね」と述べた<sup>4</sup>。

## （2）更生を果たしたとみられる元非行少年

16歳当時、傷害事件で少年院送致となった佐々木剛さん。18歳当時には詐欺事件などでも逮捕され、再び少年院に送致された。

一度は許されざる犯罪行為をしてしまった佐々木さんだが、少年院内の教育や人の優しさを受け無事更生を果たした。少年法により実名報道を免れ、周囲の人への影響が少しでも減少したことにより、同じ環境に戻ってきやすくなったと語る。

逆に実名報道されていたとしたら、既に地元では噂が広がり、暮らしていけなかったと振り返っている。少年院を出られたところで、「俺、1回名前出ているしな」と卑下してしまうと発言<sup>5</sup>。生きる意味や希望を失い、「どうせ、、、」といった考えに至ってしまう可能性も考えたようだ。「実名報道がされていたら、今の自分はなかったんじゃないかと思います」と実名報道の大切さについて語っている。

なお彼は現在、建築会社を経営し、公の場で活動している。

## （3）真犯で保護された非行少女たち

将来罪を犯す恐れのある少年たちは、「真犯少年」として家庭裁判所に送致される。そのうち、保護観察や少年院送致といった保護処分がなされる。真犯少年の具体例は、深夜徘徊、無断外泊、家出、暴走族・暴力団への加入、援助交際、風俗店勤務などが挙げられる。

真犯行為にあたる家出をし、不良交友と関わりだすようになり、暴行や喧嘩の現場に同行するようになった18歳の少女Aさんも保護対象となった。彼女は処分された当初、「な

---

<sup>4</sup> TBSNEWSDIG（2022年4月14日）「娘を殺害した少年は30歳で再犯『世の中で立ち直るためには公開されるべき』」〈<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/21988?page=2>〉（2023年1月17日閲覧）。

<sup>5</sup> メ〜テレ（2022年3月31日）「2度少年院に入った男性『実名報道されたら今の自分はない』」〈<https://www.nagoyatv.com/news/?id=012147>〉（2023年1月17日閲覧）。

んでうちが捕まったん？」と疑問に思ったそうだ<sup>6</sup>。しかし、少年院に送致され、先生や被害者家族の方のお話を聞き、自分のしていたことの恐ろしさに気づく。さらに彼女に少年法改正により、特定少年は虞犯処分の対象外となることを伝えると、「捕まらずにこのまま成長していくのはすごくこわい。虞犯のときに捕まってよかったな、大きいことをする前に自分が気づけてよかった」と言った。

また、Aさんと同じ少年院に虞犯で保護された19歳の少女Bさんも、家出が原因であった。彼女は、家出をきっかけに会ってはいけないような人と関わってしまった。その人との関係を断ち切り、関係を整理するためにも少年院は役立つ。少年院に来ることで自分について考える時間ができ、先生とも相談し、少年院を出た後には大学進学をする予定とのことだ。

彼女らは、少年法の虞犯少年に対する保護処分に助けられたようだ。

#### (4) 施設収用による社会復帰の妨げ

そもそも無職者の犯罪リスクは高い<sup>7</sup>。社会との関わりを持たない者の犯罪リスクは著しく高いのだ。そして、元非行少年は中学卒業や高校中退が8割程度であり<sup>8</sup>、特に中学新卒者の就職率は著しく低い<sup>9</sup>。そんな中、非行少年を施設等に収容してしまうことにより、学校など社会で必要となる就学程度や対人スキルを身に付けられなくなる可能性が高まる。これは、再犯のリスクも高まり、悪循環であるともいえる。

これに対し、日本の少年院は、大抵収容期間が1年程度であり、職業訓練や対人スキルを高めるための教育等が積極的に行われている。これらを考慮すると、少年院送致が社会的関わりを弱めるというよりは、少年院送致されるほど問題性の大きい少年だったことが社会復帰の妨げとなっているといえる<sup>10</sup>。

---

<sup>6</sup> TBSNEWSDIG (2022年4月14日)「『虞犯少年=罪を犯すおそれのある少年』を保護する仕組みは18歳19歳は対象外に」〈<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/21988?page=3>〉(2023年1月17日閲覧)。

<sup>7</sup> 法務省「犯罪をした者等の就労の確保等の現状と課題について」〈<https://www.moj.go.jp/content/001222537.pdf>〉(2022年12月1日閲覧)。

<sup>8</sup> 犯罪白書(平成23年度)「2 就労の確保及び維持のための指導・支援の重要性」「凶 本件非行時の生活状況等(男女別)」〈[https://hakusyol.moj.go.jp/jp/58/nfm/n\\_58\\_2\\_7\\_3\\_1\\_1.html#h7-3-1-03](https://hakusyol.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_7_3_1_1.html#h7-3-1-03)〉(2023年1月17日閲覧)。

<sup>9</sup> 犯罪白書(平成23年度)「2 就労の確保及び維持のための指導・支援の重要性」「凶 就職率の推移(教育程度別)」〈[https://hakusyol.moj.go.jp/jp/58/nfm/n\\_58\\_2\\_7\\_1\\_0\\_0.html#h7-1-04](https://hakusyol.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_7_1_0_0.html#h7-1-04)〉(2023年1月17日閲覧)。

<sup>10</sup> 岡本英夫「非行少年が成人犯罪者となるリスク要因に関する研究」犯罪社会学研究第27号(2002年)103、103頁。

#### 4 終わりに（自説の展開、結論、考察）

ここまでで様々な事例をまとめてみたが、実際にこれらが少年法の存在意義についてどのような考察をもたらすのか、検討してみる。

まず、（１）の永谷さんの娘さんを殺害した当時 17 歳の元非行少年についてである。この事例を見ると、少年法が少年を過剰保護している、被害者に寄り添えていないという意見があると思われる。実名報道や顔写真公開の禁止などは、非行少年の更生を妨げているとも推測される可能性もある。

これに対し（２）の佐々木さんのように、実名報道の禁止などにより更生を達成できた元非行少年が存在することは事実である。

（１）と（２）の事例は実名報道等の禁止という少年法の適用を受けた元少年らのその後についてフォーカスをあてたものだ。しかし、これらは比較対象とすべきでないと考える。（１）の事例は、10 年間も収容されるほどの重大事件であり、少年事件か否か関係なく稀なケースに当たる。また、加害少年が全く反省していなかったとしたら、手紙など出さなかつたらう。その上で確実に自分に怒りの感情を持っている被害者遺族のもとに謝りに行くという対応が可能なほどの器量や余裕、人間性を持ち合わせていなかっただけだ。少年法の実名報道の禁止のせいで元非行少年が反省していないというわけではなかつたらう。そもそも、実名報道がなされていたら、彼が再犯しなかつたという理由はない。

結論、少年法の実名法の禁止等は少年の健全育成や更生を助けているといえるだろう。

また、（３）の虞犯少女たちのように、少年少女の将来のため、悪の芽を摘んでおくことは良いことだと考える。処分当初は腹立たしい少年少女が大勢だろう。しかし、今まで関わらなかつた大人たちとの会話などを通じて、更生に向かってくれるはずだ。さらには、悪い関係性を断ち切りたい、家庭から逃げたいといった助けを求める少年少女に対して救いの手を差し伸べることにもなる。

（４）についてだが、確かに、収容施設内でも職業訓練や対人スキル向上のための教育がなされるのは事実である。しかし、実際の社会における集団の中で生きていく術を身に付けなければ、最終的には働くことに困難が生じたり、人間関係に問題が残ってしまう可能性も考えられる。（１）の少年も、長期収用による社会復帰困難に至っていたのかもしれない。

また、再犯に近づいてしまう原因となる周囲環境の根本的改善はなされているのか。さらに、実名報道が禁じられても防ぎきれない SNS 発達による個人特定から情報拡散までの流れの懸念は残る。これらは少年法以外の部分で対処すべきものであり、本検討とは趣旨がずれてしまう可能性も考えられた。

最後に、このような少年法の実態や適用後の影響に目を向ける人は少ない。SNS でみられる世論ばかりでなく、自身で考えたうえで必要な情報を探し出し、根拠ある自分の意見を持つことが大切だと再確認した。